

元・下間の下請負契約内容、半数が不備

(公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果)

公共工事を適切に実施するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であり、内閣府沖縄総合事務局では平成14年度から毎年度、稼働中の沖縄総合事務局開発建設部直轄工事を対象に実施し4回目となる今回も、平成17年10月から11月にかけて「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しましたので、その結果を発表いたします。

●沖縄の点検結果概要

点検件数

- 稼働中工事130件の約12%にあたる16件（うち低入札工事は稼働中工事8件の約75%にあたる6件）の工事について54項目（基本点検22項目、一括下請点検32項目）の点検を行った。

点検結果

- ① 今年度から実施した「下請負契約に関する点検」では、元請負業者、下請負業者間で「明確な工事内容」で契約されていないケースが約5割（8件）の工事で見られた。
- ② 施工体制台帳の内容の一部記載漏れの追加記入などの指導等を行った件数は約45件あった。
- ③ 低入札工事等では、たとえば施工体制台帳の備え付け内容の不備、労災保険関係の掲示があるが労働者の見にくい場所にある、工事カルテの登録が遅いなど、総じて、点検した工事の中で悪い結果となった。

総括

- 基本点検項目については年々改善が見られる。しかし、今年度から実施した元請、下請負業者間の下請負契約など、更なる改善が必要である。沖縄総合事務局では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、通常の監督業務を通じて是正を求めるなど、所要の施策を講じる。あわせて、地方公共団体及び関係機関等の公共工事発注機関との連携も強化していく。

<問合せ先>

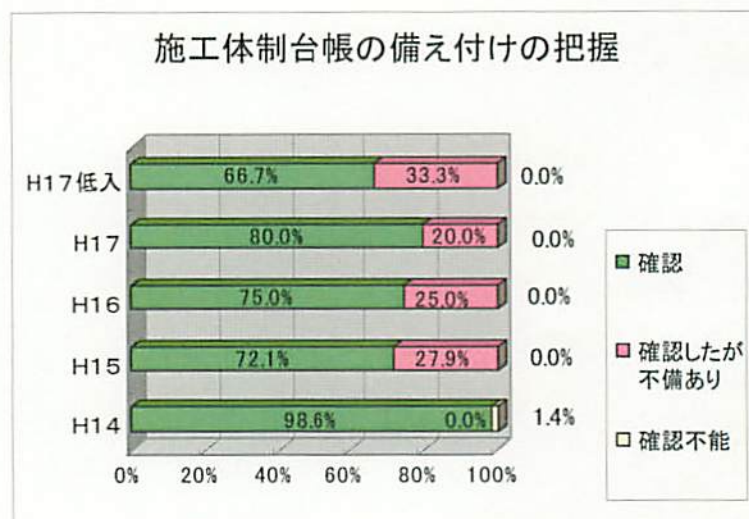
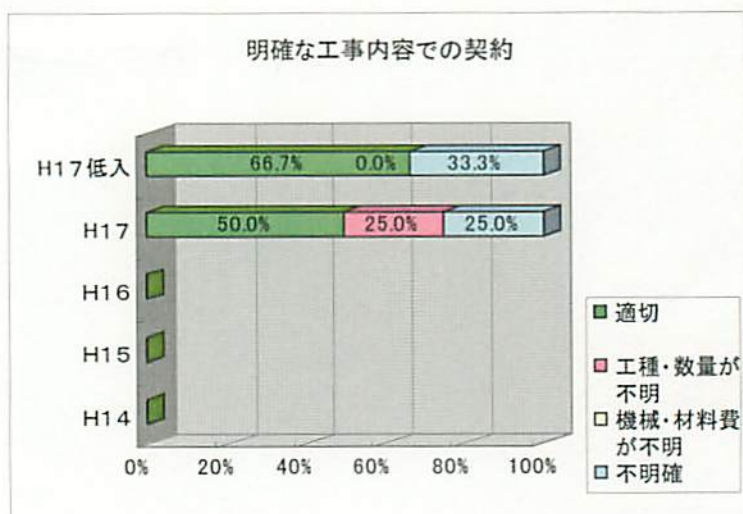
内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課 TEL (098) 866-0408

主任工事検査官 屋良 朝吉 (内線 3121)

施工管理官 知念 弘 (内線 2118)

— 沖縄の点検結果概要 —

2. 点検結果の概要資料



※H14年度は備え付けの状況のみ点検



施工体制に関する全国一斉点検の実施結果について

(1) 点検の目的

公共工事を適切に実施するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であるため、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成が義務づけられているところです。また、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という）では、より一層の適切な施工体制の確保が求められるとともに、平成17年度4月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれるなど、より一層適正な施工体制の確保並びに徹底が求められているところです。

沖縄総合事務局では国土交通省とともに、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところです。適正化法の趣旨のより一層の徹底を図るため、平成14年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を年1回実施しており、平成17年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。

(2) 沖縄総合事務局開発建設部における実施方法

①点検時期

平成17年10月から11月を全国一斉点検期間とし、期間内に任意の実施日を定めました。

②点検対象工事

請負金額が2,500万円以上の稼働中の工事（建築工事においては、5,000万円以上の工事）を対象として実施し、特に低入札価格調査制度調査対象工事及び低入札工事に準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という）に重点をおいて点検を行いました。点検件数は、10月1日時点で稼働中の工事件数の約10%程度を対象に行いました。

③点検内容

建設業法、適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等以下の項目を点検項目としました。平成17年度は新たに下請負契約に関する点検項目を追加して実施しました。

【基本点検事項】

《監理技術者の配置に関する点検》

- ①元請の監理技術者等の資格・常駐・同一性（JV構成員含む）（建設業法第26条）、
- ②監理技術者資格者証・講習終了証の提示（建設業法第26条第5項等）、

《施工体制台帳の備え付け等に関する点検》

- ①施工体制台帳の備え付け（建設業法第24条の7）、
- ②施工体系図の掲示（建設業法第24条の7第4項及び適正化法第13条第3項）、
- ③建設業許可票の掲示（建設業法40条）、
- ④建設業退職金共済制度適用事業場である旨の掲示、
- ⑤労災保険

関係成立票の掲示（労働者災害補償保険法規則第 49 条）、⑥工事カルテの登録状況

《下請契約に関する点検項目》

①下請の建設業許可（建設業法第 3 条）、②軽微な工事の下請契約（建設業法第 3 条）、③明確な工事内容での下請契約（建設業法第 19 条 1 項）、④適切な請負代金の支払い方法（建設業法第 19 条 1 項）

【一括下請点検項目】

《元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検項目》

①技術者専任（現場代理人の常駐、監理技術者の常駐、主任技術者の常駐）、②発注者との協議、③住民への説明、④官公庁等への届け出等、⑤近接工事との調整、⑥施工計画（施工計画提出状況、品質管理計画等の立案、設計図書の照査）、⑦工程管理、⑧出来形品質管理（品質管理に関する作業分担、検査・試験の整理・記録、段階確認または施工状況検査の実施）、⑨完成検査（下請業者の完成検査）、⑩安全管理（KY 活動、安全巡視の実施、安全衛生責任者の常駐把握、作業主任者の資格確認・把握、災害防止協議会の設置と開催、店社パトロールの実施、新規入場者教育の実施）、⑪下請の施工調整及び指導監督（施工体制台帳の内容把握、下請の主任技術者確認・把握、下請に対する安全管理の指導、工程会議の開催、下請施工に関する段階確認の実施、作業手順書の作成・指導・監督）

《施工体系の点検（紛らわしいケースの点検）》

①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割りされた近接工事を同一一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請負人が実質施工しているケース

④点検方法

点検は当該工事を担当する監督職員以外の職員により、沖縄総合事務局開発建設部の主任工事検査官、港湾空港情報管理官、施工管理官、営繕監督保全室長補佐、事務所副所長等により行いました。実施にあたっては、主任監督員等の監督職員の立会の上で、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、関係資料の提示を求め点検を行いました。

(3) 沖縄総合事務局開発建設部発注工事の点検結果

沖縄総合事務局開発建設部においては、10月1日時点で稼働中の工事130件のうち約12%にあたる16件（うち低入札工事件数6件）について、点検を実施しました。

(i) 基本点検項目

①監理技術者等の配置に関する点検

監理技術者の常駐、同一性の確認については、平成14年度から今回の点検までほぼ全ての工事において常駐を、または不在を監督職員が承知していることが確認できました。同一性については、不在である場合を除き全ての工事において同一人であることを確認しました。当日確認できなかった工事については、後日

確認を行い同一人であることを確認しました。

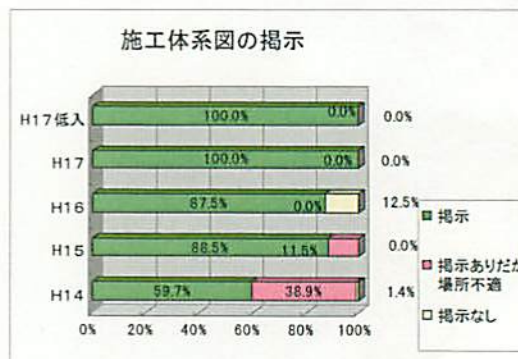
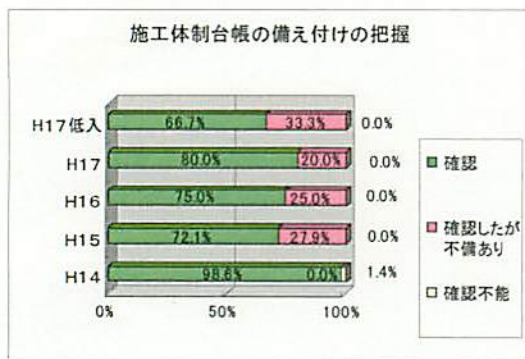
監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証については、平成14年度に資格者証が確認できない不備が僅かにありましたが、平成15年度から今回の点検まで、ほぼ全ての工事において確認できました。



②施工体制台帳の備え付けに関する点検

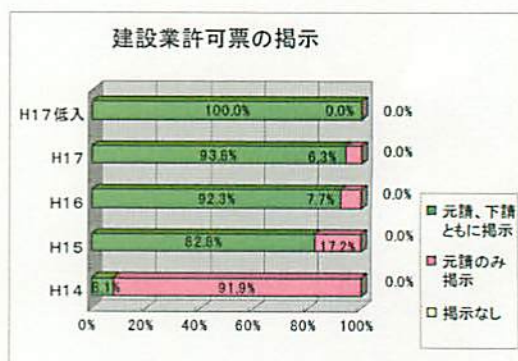
施工体制台帳の備え付けについては、ほぼ全ての工事において確認できました。しかし、一部の工事で記載漏れなどの不備がみられました。不備は平成15年度から減少しているものの割合として多いことが見受けられました。

施工体系図の掲示については、平成16年度までは、掲示なしや掲示場所が不適切なケース（掲示場所が工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所となっていないケース）がありました。平成17年度はほぼ全ての工事で掲示の確認を行いました。



建設業許可票の掲示も、平成14年度には不備が目立っていましたが平成15年度に大幅な改善が見られ、平成17年度は更に改善されていることが確認できました。

建設業退職金共済制度適用事業場である主旨の掲示については、平成16年度に引き続き全ての工事において、掲示の確認をおこないました。



労災保険成立票の掲示については、平成16年度までは、掲示なしや掲示場所の不備はありませんでしたが、平成17年度には、掲示場所が不適切なケースの

備が2件確認見受けられました。

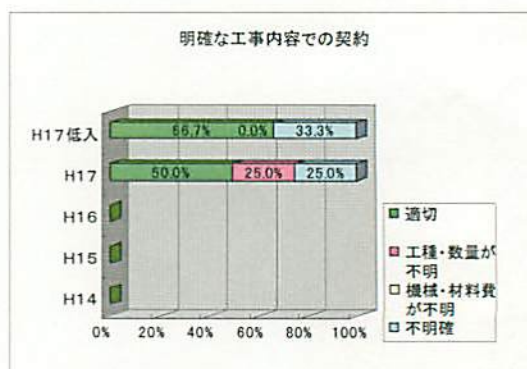
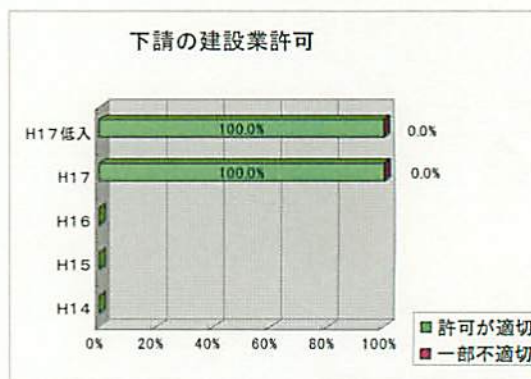
工事カルテの登録状況については、平成16年度に不備がありませんでしたが、平成17年度には10日経過後に登録の不備が1件見受けられました。

③下請契約に関する点検

下請業者の建設業許可の有無や建設業法で規定されている契約書に記載しなければならない事項（工事内容、請負代金の額、工期など13項目）について明確な工事内容で元請・下請契約がなされているか、及び請負代金の支払方法が契約書に記載されているか等の下請負契約に関する点検を平成17年度新たに実施しました。

下請業者が必要な建設業許可を持たないで工事を行っている場合はありませんでした。

明確な工事内容での契約は、多くの工事で不適切なケースが見られ、また、請負代金の支払い方法についても、一部の工事で不適切なケースが見られました。



(ii) 一括下請負に関する点検項目

④元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検

元請負業者の下請施工の関与状況は、一部不良（工事関係資料はあるものの記載内容に一部不備がある等）や不良（工事関係資料が確認できない等）が見受けられました。特に、作業手順書の作成・指導・監督、下請業者の完成検査、安全衛生責任者の常駐等の項目で不良となるケースが多く見受けられました。また、工程会議の開催、品質管理に関する作業分担、下請業者の完成検査などの項目で、一部不良となるケースが見受けられました。

⑤施工体系の点検（紛らわしい施工体制）

一括下請負の有無について、施工体制や元請負業者の下請負業者への実質関与等の観点から点検を行いました。

点検の結果、一括下請負と認められる工事はありませんでした。

(iii) その他

⑥低入札工事等について

低入札工事について見ると、不備のない施工体制台帳が備え付けられているものが約68%（点検した全工事では約90%）、労災保険成立票の掲示されているものが約67%（点検した全工事では約100%）、工事カルテの登録を10日以内に行っているものが約83%（点検した全工事では100%）など、総じて、点検した全工事の中で悪い結果となってしまいました。

⑦総括

今回の点検では、11件の工事（点検した全工事の約68%）で不備が見つかったため、担当事務所に報告しました。また、基本点検項目のうち、監理技術者等の配置等に関する点検項目、施工体制台帳の備え付け等に関する点検項目及び下請契約に関する点検項目に関しては、それぞれ0件（約0%）、7件（約44%）、9件（約56%）の工事で不備が見つかりました。また、元請業者の下請施工の関与状況に関する点検項目については、10件（約63%）の工事で不備が見つかりました。後日、通知を受けた担当事務所等へ処理状況を確認した結果、是正されていました。

(4) 沖縄県の取組み状況

沖縄県土木建築部関係機関において同様の取組みを行いました。
結果については、沖縄県の方で発表する予定です。

(5) 点検による効果等

全国一斉点検は、平成17年度で4回目となりますが、平成17年度の点検結果を見ると、平成14年度には、不備が目立った建設業許可票の掲示は、平成15年度は大幅な改善が見られ、今回は更に改善が見られているなど、発注者、施工者ともに建設業法、適正化法に関する理解の向上がうかがえます。しかし、一部の工事においては、施工体制台帳の備え付けの一部不備や、元請負業者が下請負業者と明確な工事内容で契約を行っていないケースが見つかり、更に、通常の工事より低入札工事では悪い結果となる等、さらなる改善が必要です。

沖縄総合事務局開発建設部としては、さらなる適正な施工体制の確保を図るため、引き続き、元請負業者の下請施工への関与が不十分なケースなどについて、通常の監督業務を通じて是正を求めるなど、所要の施策を講じていきます。あわせて、沖縄県等の公共工事発注機関との連携も強化していきます。

平成17年度 施工体制に関する全国一斉点検の実施結果表（基本点検）【沖縄総合事務局】

分類・点検項目	H14		H15		H16		H17		H17（低入等）	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
点検件数										
点検件数										
対象工事	86	42.0%	64	31.4%	13	12.6%	16	12.31%		
うち低入札工事	8	100.0%	5	62.5%					6	75.00%
うち監督強化工事	-	-	0	0.0%					2	20.00%
探働中工事件数										
対象工事	205	100.0%	204	100.0%	103	100.0%	130	100.0%		
うち低入札工事	8	100.0%	8	100.0%					8	100.0%
うち監督強化工事	-	-	0	0.0%					10	100.0%
1. 監理技術者等の配置に関する点検										
監理技術者資格者証										
確認	68	98.6%	60	100.0%	8	100.0%	12	92.3%	6	100.0%
確認不能	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
資格なし					0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
都合で不在	-	-	-	-	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%
監理技術者講習終了証										
確認	-	-	-	-	2	100.0%	6	85.7%	2	100.0%
確認不能	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
資格なし					0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
都合で不在	-	-	-	-	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%
対象外（免除）	-	-	-	-	6	-	6	-	4	-
監理技術者等の常駐										
常駐	-	-	64	100.0%	13	100.0%	15	93.8%	6	100.0%
常駐していない				0.0%		0.0%	0	0.0%	0	0.0%
都合で不在	-	-	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%
対象外	-	-			0	-	0	-	0	-
監理技術者等の同一性										
同一人	89	100.0%	64	100.0%	13	100.0%	16	100.0%	6	100.0%
同一人でない	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
都合で不在	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
証明書不携帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 施工体制台帳の備え付けに関する点検										
施工体制台帳										
確認	71	98.6%	44	72.1%	6	75.0%	12	80.0%	4	66.7%
確認したが不備あり	-	-	17	27.9%	2	25.0%	3	20.0%	2	33.3%
確認不能	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
対象外	14	-	3	-	5	-	1	-	0	-
施工体系図										
揭示	43	59.7%	54	88.5%	7	87.5%	16	100.0%	6	100.0%
揭示ありだが、場所が不適	28	38.9%	7	11.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
揭示なし	1	1.4%	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
対象外	14	-	3	-	5	-	0	-	0	-
建設業許可票										
元請・下請とともに揭示	7	8.1%	53	82.8%	12	92.3%	15	93.8%	6	100.0%
元請の揭示のみ	79	91.9%	11	17.2%	1	7.7%	1	6.3%	0	0.0%
揭示なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
建退共通適用事業場										
揭示あり	81	94.2%	62	96.9%	13	100.0%	16	100.0%	6	100.0%
揭示なし	5	5.8%	2	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
対象外	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労災保険										
揭示あり	86	100.0%	64	100.0%	13	100.0%	14	87.5%	4	66.7%
揭示ありだが、場所が不適	-	-	-	-	0	0.0%	2	12.5%	2	33.3%
揭示なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
工事カルテ										
10日以内に登録	74	86.0%	58	90.6%	13	100.0%	15	93.8%	5	83.3%
10日経過後に登録	11	12.8%	6	9.4%	0	0.0%	1	6.3%	1	16.7%
登録申請なし	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 下請契約に関する点検										
下請の建設業許可										
許可が適切	-	-	-	-	-	-	16	100.0%	6	100.0%
一部不適切	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%
請負額500万以下で許可可	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%
軽微な工事の契約										
適正	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不適正	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
明確な工事内容での契約										
適切	-	-	-	-	-	-	8	50.0%	4	66.7%
一部不明	-	-	-	-	-	-	4	25.0%	0	0.0%
不明確	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%
不明確	-	-	-	-	-	-	4	25.0%	2	33.3%
請負代金の支払い方法										
適切	-	-	-	-	-	-	15	93.8%	6	100.0%
不適切	-	-	-	-	-	-	1	6.3%	0	0.0%

注) 件数における「-」は、調査を行っていないことを表す。

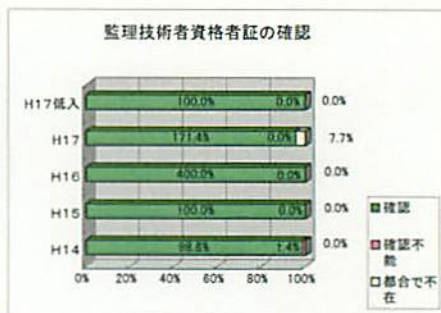
施工体制に関する全国一斉点検の実施結果について(基本点検)【沖縄総合事務局】
 【全工事】(H17点検数, 計16件, 土木12, 港湾4, 営繕0)、【低入工事】(計6件, 土木5件, 港湾1件, 営繕0件)

1) 監理技術者等の配置に関する点検

① 監理技術者資格者証の確認(建設業法第26条5項)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
確認	68	60	8	12	6	98.6%	100.0%	400.0%	171.4%	100.0%
確認不能	1	0	0	0	0	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
都合で不在	—	—	0	1	0	—	—	0.0%	7.7%	0.0%
計	69	60	8	13	6	100.0%	100.0%	400.0%	171.4%	100.0%

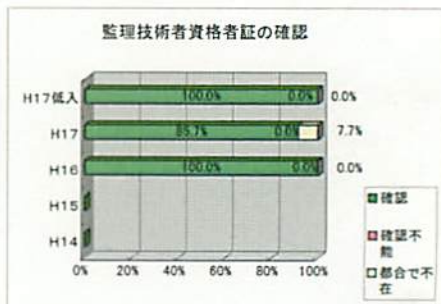
監理技術者を置く現場においては、監理技術者資格者証を提示しなければならない。今回の点検結果では、対象13件の内、不在を監督職員が承知している1件以外のすべての工事で監理技術者資格者証を確認できた。



② 監理技術者講習終了証の確認(建設業法第26条5項)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
確認	—	—	2	6	2	—	—	100.0%	85.7%	100.0%
確認不能	—	—	0	0	0	—	—	0.0%	0.0%	0.0%
都合で不在	—	—	0	1	0	—	—	0.0%	7.7%	0.0%
計	0	0	2	7	2	0.0%	0.0%	100.0%	93.4%	100.0%

監理技術者を置く現場においては、監理技術者講習終了証を提示しなければならない。今回の点検結果では、対象7件の内、不在を監督職員が承知している1件以外のすべての工事で監理技術者講習終了証を確認できた。



③ 元請の監理技術者等の常駐(建設業法第26条3項)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
常駐している	86	64	13	15	6	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%	100.0%
常駐していない	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
都合で不在	—	0	0	1	0	—	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%
計	86	64	13	16	6	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%	100.0%

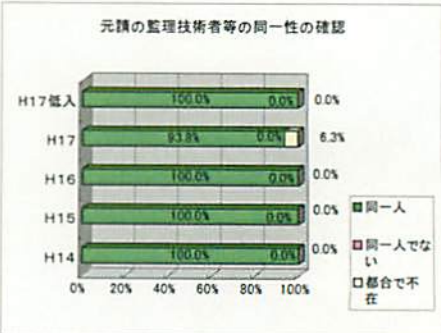
専任の主任技術者又は監理技術者は、常時継続的に当該工事の現場に置かなければならない。今回の点検結果では、不在を監督職員が承知している1件以外の点検した工事全てにおいて常駐が確認された。



④ 元請の監理技術者等の同一性確認(請負契約書第10条)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
同一人	86	64	13	15	6	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%	100.0%
同一人でない	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
都合で不在	0	0	0	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%
計	86	64	13	16	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

配置された監理技術者が、工事希望型以上では技術資料に記載された配置予定技術者と同一人かどうか、通常指名においては現場代理人通知に記載された技術者と同一人かどうか確認した。今回の点検結果では、不在を監督職員が承知している1件以外のすべての工事で同一人と確認できた。

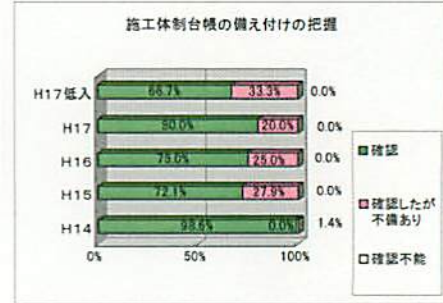


2) 施工体制台帳の備え付けに関する点検

① 施工体制台帳の備え付けの把握(建設業法第24条の7)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
確認	71	44	6	12	4	98.6%	72.1%	75.0%	80.0%	66.7%
確認したが不備あり	0	17	2	3	2	0.0%	27.9%	25.0%	20.0%	33.3%
確認不能	1	0	0	0	0	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	72	61	8	15	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

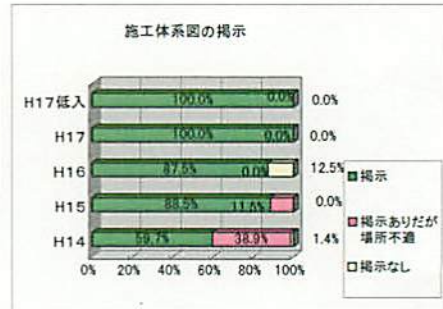
施工体制台帳を作成すべき現場においては、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。今回の点検結果では、すべての工事で施工体制台帳の備え付けが確認できた。ただし、15件のうち3件については、記載内容・添付書類に一部不備があった。



② 施工体系図の掲示(建設業法第24条の7)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
掲示	43	54	7	16	6	59.7%	88.5%	87.5%	100.0%	100.0%
掲示ありだが場所不適	28	7	0	0	0	38.9%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%
掲示なし	1	0	1	0	0	1.4%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%
計	72	61	8	16	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

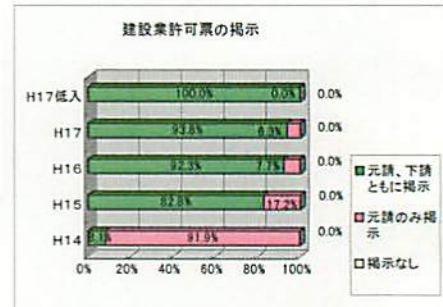
施工体系図は工事関係者が見易い場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。今回の点検結果では、16件すべてが両方とも掲示されていることが確認できた。



③ 建設業許可票の掲示(建設業法第40条)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
元請、下請ともに掲	7	53	12	15	6	8.1%	82.8%	92.3%	93.8%	100.0%
元請のみ掲示	79	11	1	1	0	91.9%	17.2%	7.7%	6.3%	0.0%
掲示なし	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	86	64	13	16	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、建設業の許可票を掲げなければならない。今回の点検結果では、すべての工事で建設業許可票の掲示が確認できた。ただし、16件の内1件については、元請のみで掲示に不適があった。



④ 建退共加入証の掲示(適正化指針)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
掲示あり	81	62	13	16	6	94.2%	96.9%	100.0%	100.0%	100.0%
掲示なし	5	2	0	0	0	5.8%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
計	86	64	13	16	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

建退共加入証の掲示は、当該工事現場が建設業退職金共済制度に加入していることを下請業者に周知するために掲示することとされている。今回の点検結果では、すべての現場で掲示が確認できた。



⑤ 労災保険成立票の掲示(労働者災害補償保険法施行規則第49条)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
掲示あり	86	64	13	14	4	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	66.7%
掲示ありだが場所の不備	—	—	0	2	2	—	—	0.0%	12.5%	33.3%
掲示なし	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	86	64	13	16	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

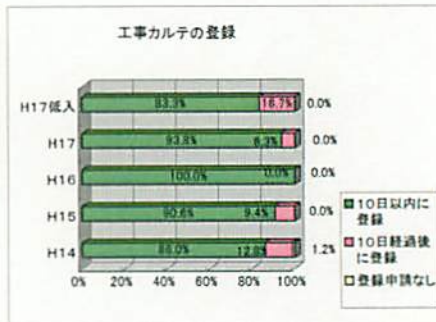
労災保険の成立の年月日等について事業場の見易い場所に掲示しなければならない。今回の点検結果で、全ての現場において掲示は確認できた。ただし、16件の内2件については、掲示場所の不備があった。



⑥ 工事カルテの登録(受注時)(適正化指針)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
10日以内に登録	74	58	13	15	5	86.0%	90.6%	100.0%	93.8%	83.3%
10日経過後に登録	11	6	0	1	1	12.8%	9.4%	0.0%	6.3%	16.7%
登録申請なし	1	0	0	0	0	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	86	64	13	16	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

請負者は、工事契約後工事カルテを土日祝日を除き10日以内に登録しなければならない。今回の点検結果で、点検した工事は全て登録を行っている。ただし、16件の内1件については、10日経過後に登録を行っていた。



3) 下請契約等に関する点検

① 下請の建設業許可(建設業法第3条)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
許可が適切	—	—	—	16	6	—	—	—	100.0%	100.0%
一部不適切	—	—	—	0	0	—	—	—	0.0%	0.0%
請負額500万円以下で許可なし	—	—	—	0	0	—	—	—	0.0%	0.0%
計	—	—	—	16	6	—	—	—	100.0%	100.0%

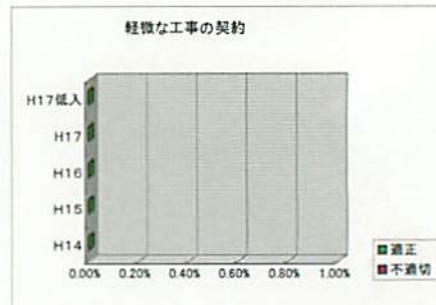
建設業を営む場合には、建設業の許可を受けることが必要である。全ての下請業者が適切な許可を受けていなければならない。ただし、500万円未満(建築一式工事の場合は1500万円未満又、延べ面積150m²未満の木造住宅)の工事は建設業の許可を受けなくても建設業を営むことが出来る。平成17年度からの点検で、今回の点検結果では点検したすべての工事で、下請業者の建設業許可証が適切であったことが確認できた。



② 軽微な工事の契約(建設業法第3条)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
適正	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不適切	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

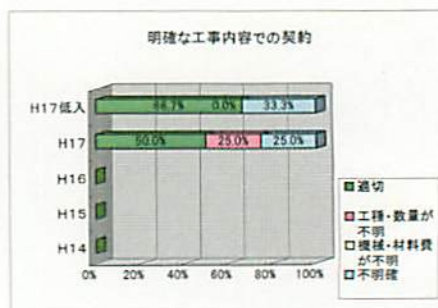
建設業許可を持っていない業者の軽微な工事の契約工事であっても契約内容と請負方法によっては、建設業の許可を必要とする場合がある。平成17年度からの点検で、今回の点検結果では請負額500万円未満で建設業の許可なしの業者が、すべての工事で確認出来なかった為点検対象外となった。



③明確な工事内容での契約(建設業法第19条の1)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
適切	—	—	—	8	4	—	—	—	50.0%	66.7%
工種・数量が不明	—	—	—	4	0	—	—	—	25.0%	0.0%
機種・材料費が不明	—	—	—	0	0	—	—	—	0.0%	0.0%
不明確	—	—	—	4	2	—	—	—	25.0%	33.3%
計	—	—	—	16	6	—	—	—	100.0%	100.0%

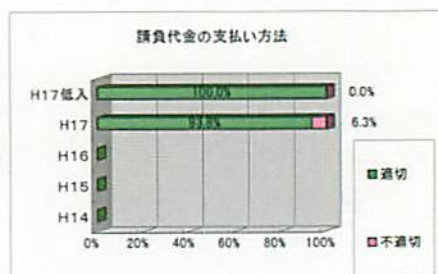
建設業法で契約書に記載しなければならない事項として、工事内容など13項目について規定している。このように適正な下請契約を行う上では「明確な工事内容」で下請契約を行うことが必要とされている。17年度からの点検で、今回の点検結果では16件の内8件については、工種・数量等の工事内容の一部不明確や不明確であったことが確認できた。



④請負代金の支払方法(建設業法第19条の1)

	件数					割合				
	H14	H15	H16	H17	17低入	H14	H15	H16	H17	H17低入
適切	—	—	—	15	6	—	—	—	93.8%	100.0%
不適切	—	—	—	1	0	—	—	—	6.3%	0.0%
計	—	—	—	16	6	—	—	—	100.0%	100.0%

建設業法で契約書に記載しなければならない事項として、代金の支払方法など13項目を規定している。このように適正な下請契約を行う上では「適切な請負代金の支払い方法」で下請契約を行うことが必要とされている。平成17年度からの点検で、今回の点検結果では16件の内1件が不適切であったことが確認できた。



平成17年度 施工体制に関する全国一斉点検の実施結果表（全工事）【沖縄総合事務局】

◆元請業者の下請施工の関与状況に関する点検項目

点検項目	良好		一部不良		不良		対象外もしくはやむをえない	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①技術者専任								
現場代理人の常駐	16	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
監理技術者の常駐	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	-
主任技術者の常駐	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	-
②発注者との協議	16	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
③住民への説明	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	-
④官公庁等への届け出等	15	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	-
⑤近隣工事との調整	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	-
⑥施工計画								
施工計画書提出状況	15	93.8%	0	0.0%	1	6.3%	0	-
品質管理計画等の立案	16	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
設計図書の照査	13	92.9%	0	0.0%	1	7.1%	2	-
⑦工程管理	16	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
⑧出来形品質管理								
品質管理に関する作業分担	12	80.0%	3	20.0%	0	0.0%	1	-
検査・試験の整理・記憶	13	86.7%	1	6.7%	1	6.7%	1	-
段階確認または施工状況検査の実施	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	-
⑨下請業者の完成検査	10	71.4%	1	7.1%	3	21.4%	2	-
⑩安全管理								
KY活動	15	93.8%	0	0.0%	1	6.3%	0	-
安全巡視の実施	15	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	-
安全衛生責任者の常駐把握	12	85.7%	0	0.0%	2	14.3%	2	-
作業主任者の資格確認・把握	14	93.3%	0	0.0%	1	6.7%	1	-
災害防止協議会の設置と開催	12	80.0%	0	0.0%	3	20.0%	1	-
店社パトロールの実施	13	92.9%	1	7.1%	0	0.0%	2	-
新規入場者教育の実施	15	93.8%	1	6.3%	0	0.0%	0	-
⑪下請の施工調整及び指導監督								
施工体制台帳の内容把握	15	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	-
下請の主任技術者確認・把握	16	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
下請に対する安全管理の指導	15	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	-
工程会議の開催	10	66.7%	5	33.3%	0	0.0%	1	-
下請施工に関する段階確認の実施	12	92.3%	0	0.0%	1	7.7%	3	-
作業手順書の作成・指導・監督	8	57.1%	0	0.0%	6	42.9%	2	-

◆施工体系の点検（紛らわしいケースの点検）

点検項目	良好		一部不良		不良		対象外もしくはやむをえない	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
主たる一次下請に直営施工がない	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	13	-
特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工	0	#####	0	#####	0	#####	16	-
工区割りされた近接工事を同一一次下請人が施工	0	#####	0	#####	0	#####	16	-
下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工	0	#####	0	#####	0	#####	16	-

平成17年度 施工体制に関する全国一斉点検の実施結果表（低入工事）【沖縄総合事務局】

◆元請業者の下請施工の関与状況に関する点検項目

点検項目	良好		一部不良		不良		対象外もしくはやむをえない	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①技術者専任								
現場代理人の常駐	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
監理技術者の常駐	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
主任技術者の常駐	0	#####	0	#####	0	#####	6	-
②発注者との協議	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
③住民への説明	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	-
④官公庁等への届け出等	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
⑤近隣工事との調整	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	-
⑥施工計画								
施工計画書提出状況	5	83.3%	0	0.0%	1	16.7%	0	-
品質管理計画等の立案	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
設計図書の照査	4	80.0%	0	0.0%	1	20.0%	1	-
⑦工程管理	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
⑧出来高品質管理								
品質管理に関する作業分担	4	80.0%	1	20.0%	0	0.0%	1	-
検査・試験の整理・記憶	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	-
段階確認または施工状況検査の実施	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	-
⑨下請業者の完成検査	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	2	-
⑩安全管理								
KY活動	5	83.3%	0	0.0%	1	16.7%	0	-
安全巡視の実施	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	-
案線衛生責任者の常駐把握	4	80.0%	0	0.0%	1	20.0%	1	-
作業主任者の資格確認・把握	4	80.0%	0	0.0%	1	20.0%	1	-
災害防止協議会の設置と開催	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	-
店社パトロールの実施	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	-
新規入場者教育の実施	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
⑪下請の施工調整及び指導監督								
施工体制台帳の内容把握	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
下請の主任技術者確認・把握	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
下請に対する安全管理の指導	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	-
工程会議の開催	4	80.0%	1	20.0%	0	0.0%	1	-
下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	-
作業手順書の作成・指導・監督	2	50.0%	0	0.0%	2	50.0%	2	-

◆施工体系の点検（紛らわしいケースの点検）

点検項目	良好		一部不良		不良		対象外もしくはやむをえない	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
主たる一次下請に直営施工がない	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	-
特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工	0	#####	0	#####	0	#####	6	-
工区割りされた近接工事を同一一次下請人が施工	0	#####	0	#####	0	#####	6	-
下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工	0	#####	0	#####	0	#####	6	-

H17年度 元請業者の下請施工の関与状況に関する点検項目【沖縄総合事務局】

	0%	20%	40%	60%	80%	100%
技術者専任	[Green bar]					
現場代理人の常駐	[Green bar]					
監理技術者の常駐	[Green bar]					
主任技術者の常駐	[Green bar]					
発注者との協議	[Green bar]					
住民への説明	[Green bar]					
官公庁等への届け出等	[Green bar]					
近隣工事との調整	[Green bar]					
施工計画	0%	20%	40%	60%	80%	100%
施工計画書提出状況	[Green bar]					
品質管理計画等の立案	[Green bar]					
設計図書の照査	[Green bar]					
工程管理	[Green bar]					
出来形品質管理	0%	20%	40%	60%	80%	100%
品質管理に関する作業分担	[Green bar]					
検査・試験の整理・記憶	[Green bar]					
段階確認または施工状況検査の実施	[Green bar]					
下請業者の完成検査	[Green bar]					
安全管理	0%	20%	40%	60%	80%	100%
KY活動	[Green bar]					
安全巡視の実施	[Green bar]					
安全衛生責任者の常駐把握	[Green bar]					
作業主任者の資格確認・把握	[Green bar]					
災害防止協議会の設置と開催	[Green bar]					
店社パトロールの実施	[Green bar]					
新規入場者教育の実施	[Green bar]					
下請の施工調整及び指導監督	0%	20%	40%	60%	80%	100%
施工体制台帳の内容把握	[Green bar]					
下請の主任技術者確認・把握	[Green bar]					
下請に対する安全管理の指導	[Green bar]					
工程会議の開催	[Green bar]					
下請施工に関する段階確認の実施	[Green bar]					
作業手順書の作成・指導・監督	[Green bar]					
凡例	0%	20%	40%	60%	80%	100%
上段：全工事	[Green bar] 良好 [Yellow bar] 一部不良 [Red bar] 不良					
下段：低入札工事1件	[Green bar]					
下請の施工調整及び指導監督	0%	20%	40%	60%	80%	100%
主たる1次下請に直営施工がない	[Green bar]					
特定の1次下請人が工事全体の大部分を施工	[Green bar]					
工区割りされた近接工事を同一1次下請人が施工	[Green bar]					
下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工	[Green bar]					